

徳島県病院局管理規程第六号

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし第四号から第八号を一号ずつ繰り上げる。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。